

## 入院時あるいは転院時に「入院治療を行うにあたって必要」と判断された場合の

### 「新型コロナ」に係るPCR検査、抗原検査は保険適用

以下の点について、高知県健康対策課に確認をいたしましたのでお知らせします。

- ・令和2年8月21日付厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて(その3)」のQ2への回答で「新型コロナウイルスに係るPCR検査や抗原検査は、患者に対して行う手術等の内容や周囲の感染状況を踏まえ、医師が患者の診療の為に必要と判断して行った場合は、症状の有無にかかわらず保険適用となります。」としている通り、医師が患者の診療の為に必要と判断すれば保険適用となる。
- ・高知県内での感染状況を踏まえ、ある医療機関に入院(他の医療機関からの転院も含む)する時点で、該当の医療機関が入院患者にPCR検査あるいは抗原検査を求めている場合、入院治療を進める上でPCR検査や抗原検査が必要と判断して保険適用してかまわない。
- ・入院患者が退院して介護施設等に入所する時点でも、上記と同様に該当の介護施設等が入所者にPCR検査あるいは抗原検査を求めている場合で、介護施設等での治療を継続するために必要と判断されれば、保険適用が可能。
- ・ただし同8月21日付事務連絡のQ8の回答にある「検査前確立が高い(感染者が多数発生している、またはクラスターが発生している)と考えられる地域」に高知県が該当しているとはなっていないので、介護施設等に入所する全ての方のPCR検査、抗原検査が一律に保険適用となるわけではない。

### 「新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業費補助金」申請と実績報告の準備を一幅広く対象に

「全国保険医新聞」11月15日付でお知らせしたとおり、「新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業費補助金」については、「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者にかかる人件費」以外の幅広い経費が対象とされます。具体的な対象となる経費について保団連が確認しお知らせしてきましたが、この度厚労省からの事務連絡(令和2年12月22日付「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A(第10版)」で、改めて下記のような具体例が示されました。同補助金の申請は来年2月末までで、3月には実績報告が必要です。その際領収書等が求められますので、今からの準備を進めましょう。

#### 《対象となりうる経費例》

- ・日常業務に要する消耗品費(固定資産に計上しないもの)
- ・日常診療に要する材料費(衛生材料、消毒薬など)(直接診療報酬等を請求できるもの以外)
- ・換気のための軽微な改修(修繕費となるもの)
- ・水道光熱費、燃料費・電話料、インターネット接続等の通信費
- ・休業補償保険等の保険料
- ・受付事務や清掃の人材派遣料で従前からの契約に係るもの
- ・受付事務や清掃の外部委託費で従前からの契約に係るもの
- ・日常診療に要する検査外注費(直接診療報酬等を請求できるもの以外)
- ・既存の施設・設備に係る保守・メンテナンス料
- ・既存の診療スペースに係る家賃・既存の医療機器・事務機器のリース料